明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

		共済法第七十九条第二項中「相当する部分に」とあるのは「相当する部分並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算される部分に」と、「加算された金額に同項」とあるのは「加算される金額並びに国家公務員等共済組合法第一項中「加算された金額を」とあるのは「加算される金額並びに国家公務員等共済組合法第一項又は第四項の規定により加算された金額を」と、「共済法第八十条第一項
	加算される金額」	加算額を除く。以下」
附則第二十二条	組合員期間	旧適用法人施行日前期間
共済法第八十条	平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	加算額を除く。以下」という。）を除く。以下」と、「加算額及び経過的加算額を除く。）」とあるのは「加算額及び経過的加算額を除く。）」とする
附則第二十六条第二項	組合員期間	旧適用法人施行日前期間
	特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する共済法第八十七条の二の規定による支給の停止の特例その他の施行日前の組合員期間	特例その他の施行日前の旧適用法人施行日前期間

第二十三条第三項の表附則第二十二条及び第二十六条の項を次のように改める。

第二十三条第三項の表附則第二十八条第五項の項中「管掌者」を「実施者」に改め、同項の前に次のように加える。

附則第二十九条第三項	組合員期間	旧適用法人施行日前期間

第二十三条第三項の表以外の部分中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項の表第七十二条の二の項中「第二十四条の三」を「第二十四条の四」に改め、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項の表以外の部分中「第八十九条及び第九十条の項（第八十九条中「組合員期間」を「旧適用法人施行日前期間」に読み替える部分に限る。）」を「第八十九条第一項及び第三項の項」に改め、同項の表附則第十三条の九の項中「第二十三条第九項」を「第二十三条第十一項」に改め、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項の表以外の部分中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項の表第七十二条の二の項中

標準報酬の月額と標準期末手当等の額	標準報酬の月額と標準期末手当等の額
標準報酬の月額（厚生年金保険法第二十条に規定する標準報酬月額をいう。以下同じ。）と標準賞与額（同法第二十四条の四に規定する標準賞与額をいう。以下同じ。）	別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率

を

に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項の表以外の部分中「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下この条並びに次条第六項及び第八項において「平成十二年国共済改正法」という。）」を「平成十二年国共済改正法」に、「第八十九条及び第九十条の項（第八十九条中「組合員期間」を「旧適用法人施行日前期間」に読み替える部分に限る。）」を「第八十九条第一項及び第三項の項」に改め、同項の表附則第十三条の九の項中「附則別表第四」を「附則別表第四の各号」に、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）第一条の規定による改正後の別表第二」を「厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法別表各号」に、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）第二十三条第九項」を「同令第二十三条第九項」に改め、同条中第七項を第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付については、平成二十七年国共済経過措置政令（第十五条、第十八条、第十九条及び第四十九条を除く。）の長期給付に関する規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる平成二十七年国共済経過措置政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。